令和７事業年度

自 令和７年　４月　１日

至 令和８年　３月３１日

第 ２１ 期

事　業　計　画（変　更）

中日本高速道路株式会社

Ⅰ．高速道路株式会社法第１０条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、「会社法」という。）第１０条に基づき、高速道路株式会社（以下、「会社」という。）が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、高速道路会社法施行規則第１１条第１項で規定されているとおり、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

令和７事業年度の事業計画については、事業全体としては総額約１３，７５８億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は約１２，９７０億円の事業費を予定している。資金計画については、合計約１０，５９７億円の資金を借入金などで調達する予定である。収支予算については、当期純利益としては約１３億円発生する見込みである。

なお、事業の実施に当たっては、新たな知見を踏まえた高速道路の効率的な維持管理を図るとともに、高速道路の維持管理のあり方や将来像、高速道路を持続的に利用する枠組み等の議論を踏まえ、実現可能な取組から順次適切に実施するなど、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）の中期計画を踏まえ、国及び機構と連携するものとする。

Ⅱ．事業計画

１．高速道路事業に係る事業計画

令和７事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧その他の管理で構成される。

高速道路の新設、改築については、事業が進捗している道路や大都市圏ネットワークを形成する道路の整備を重点的に、信頼性の高い高速道路ネットワークを構築し、安全・安心・快適な高速道路を提供するため、約４，６７３億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約４，３２８億円）を予定している。

また、本事業年度内には、東海環状自動車道（山県～大野神戸間）１９ｋｍの完成を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理については、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、約６，０７６億円の事業費を予定している。また、長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模更新及び大規模修繕を実施するため､約２，２２１億円の事業費を予定している。

なお、他の会社の事業範囲における高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る令和７事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	第二東海自動車道など計４道路８１ｋｍの新設、中央自動車道など計９道路４８ｋｍの改築	４，６７３
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	中央自動車道など計１５道路２，１８３ｋｍの維持、修繕、災害復旧その他の管理	６，０７６
	中央自動車道など計１４道路５８９ｋｍの大規模更新及び大規模修繕	２，２２１
会社法第５条第２項に規定された以外の高速道路における新設、改築		―
会社法第５条第２項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		―
合計Ａ（高速道路事業）		１２，９７０

２．高速道路事業以外の事業に係る事業計画

令和７事業年度における高速道路事業以外の事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他の事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、高速道路の供用に伴う新規のサービスエリア等の建設及び利用者への適正なサービスを実施するために必要な既存サービスエリア等の管理を行うために、事業費約１８５億円を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、高速道路事業に関連する他の道路事業等の委託事業を着実に実施するため、約５８９億円の受託事業費を予定している。

その他の事業に関しては、トラックターミナル事業、道路占用施設活用事業、物販事業、コンサルティング事業、旅行業、会員カードサービス及び新たな事業を展開するために、約１４億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の事業に係る令和７事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	第二東海自動車道横浜名古屋線秦野丹沢サービスエリアなど計４箇所の建設 中央自動車道談合坂サービスエリアなど計２０５箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	１８５
国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等（※１）	「関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業に伴う工事等の施行に関する細細目協定」に基づく受託工事ほか	５８９
会社法第５条第２項に規定された以外の高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理		―
その他の事業（※２）	トラックターミナル事業、道路占用施設活用事業、コンサルティング事業、旅行業、会員カードサービス事業ほか	１４
合計Ｂ （高速道路事業以外）		７８８

合計（Ａ＋Ｂ）（全事業）		１３，７５８

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※１　この中には、会社法第５条第５項に基づく、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づき行う高速道路事業に関連する事業（所要資金２０２億円）を含む。

※２　この中には、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第１０条第１項に基づく海外道路調査等事業等（所要資金６億円）を含む。

■資金計画書

令和７事業年度の資金計画は下記のとおりである。　　単位：億円

科目	金額			
	合計	高速道路事業		高速道路事業以外
収入の部				
(営業的収入)				
高速道路事業営業収入	7,530	7,530		
関連事業営業収入	656			656
ＳＡ・ＰＡ事業収入	163			163
その他の事業収入	11			11
受託事業収入	482			482
営業外収入	－	－		－
(資本的収入)				
社債・借入金	10,597	10,597	(10,597)	0
機構からの無利子借入金	17	17	(17)	
社債	9,800	9,800	(9,800)	
民間借入金	779	779	(779)	0
前期繰越金	2,068	1,637	(767)	432
合計	20,851	19,763	(11,363)	1,087
支出の部				
(営業的支出)				
高速道路管理費	1,863	1,863		
道路維持管理費	1,093	1,093		
道路業務管理費	481	481		
一般管理費等	288	288		
道路資産賃借料	5,326	5,326		
関連事業管理費	707			707
ＳＡ・ＰＡ事業管理費	108			108
その他の事業管理費	9			9
受託事業営業費	589			589
(資本的支出)	0			
高速道路新設・改築費	4,673	4,673	(4,662)	
新設・改築費	4,328	4,328	(4,317)	
一般管理費	187	187	(187)	
支払利息等	158	158	(158)	
高速道路修繕費	4,213	4,213	(3,713)	
修繕費	3,736	3,736	(3,264)	
一般管理費	424	424	(396)	
支払利息等	53	53	(53)	
特定更新等工事費（修繕）	2,221	2,221	(2,221)	
修繕費	2,047	2,047	(2,047)	
一般管理費	143	143	(143)	
支払利息等	32	32	(32)	
関連事業建設費	82			82
ＳＡ・ＰＡ事業建設費	76			76
その他の事業建設費	5			5
社債等償還金	－	－		－
次期繰越金	1,766	1,467	(767)	299
合計	20,851	19,763	(11,363)	1,087

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。
※高速道路事業欄の括弧書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画である。
※高速道路管理費には、高速道路事業の利益剰余金を活用した、安全対策やサービス高度化に資する事業に伴う支出（13.3億円）を含む。
※上記計数は、消費税を含む。

■収支予算書

令和７事業年度の収支予算書は下記のとおりである。　　単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
Ⅰ．高速道路事業営業損益			
１．営業収益	15,607	15,607	
(1) 料金収入	6,845	6,845	
(2) その他収入	8,761	8,761	
・道路資産完成高	8,761	8,761	
２．営業費用	15,599	15,599	
(1) 道路資産賃借料	4,864	4,864	
(2) 道路資産完成原価	8,761	8,761	
(3) 管理費用	1,974	1,974	
・維持修繕費	995	995	
・管理業務費	447	447	
・一般管理費	234	234	
・租税公課	28	28	
・減価償却費	270	270	
高速道路事業営業利益	8	8	
Ⅱ．関連事業営業損益			
１．営業収益	681		681
(1) ＳＡ・ＰＡ事業収入	148		148
(2) その他の事業収入	10		10
(3) 受託事業収入	524		524
２．営業費用	663		663
(1) ＳＡ・ＰＡ事業費	131		131
(2) その他の事業費	9		9
(3) 受託事業費	524		524
関連事業営業利益	18		18
全事業営業利益	26	8	18
Ⅲ．営業外収益	－	－	－
Ⅳ．営業外費用	8	8	－
経常利益	18	－	18
Ⅴ．特別利益	－	－	－
Ⅵ．特別損失	－	－	－
税引前当期純利益	18	－	18
法人税、住民税及び事業税	6	－	6
法人税等調整額	－	－	－
当期純利益	13	－	13

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。
※上記計数は、中日本高速道路㈱単体の収支予算である。
※高速道路事業営業利益には、高速道路事業の利益剰余金を活用した、安全対策やサービス高度化に資する事業に伴う損失（13.3億円）を含む
※上記計数は、消費税を含まない。